注　　記

Ⅰ　重要な会計方針

1. 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･･･････････････････････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については次のとおりです。

ア　昭和59年度以前に取得したもの･･････････････････････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地や既に耐用年数が過ぎている資産で取得原価が不明な

ものは備忘価額１円としています。

イ　昭和60年度以後に取得したもの

　取得原価が判明しているもの･･･････････････････････････････取得原価

　取得原価が不明なもの･････････････････････････････････････再調達原価

　ただし、取得原価が不明な土地、河川及び水路の敷地や既に耐用年数が過ぎている資産で

取得原価が不明なものは備忘価額１円としています。

ウ　道路（公共工作物）については、取得年度ごとに再調達原価で計上しています。

② 無形固定資産･･･････････････････････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　取得原価が判明しているもの･･･････････････････････････････取得原価

　取得原価が不明なもの･････････････････････････････････････再調達原価

1. 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
   1. 満期保有目的以外の有価証券

ア　市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ　市場価格のないもの……………取得原価

1. 有形固定資産等の減価償却の方法
   1. 有形固定資産（リース資産を除きます。）…………定額法

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいています。

* 1. 無形固定資産（リース資産を除きます。）…………定額法
  2. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）…………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

1. 引当金の計上基準及び算定方法
   1. 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

* 1. 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

* 1. 退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額に、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を加算して計上しております。

* 1. 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

1. リース取引の処理方法
   1. ファイナンス・リース取引

　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約

1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　　イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

* 1. オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

1. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（宮崎市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでいます。

1. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

Ⅱ　重要な会計方針の変更等

1. 会計方針の変更

該当するものはありません。

1. 表示方法の変更

該当するものはありません。

Ⅲ　偶発債務

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体名 | 確定債務 | 履行すべき額が確定していない | | 総額 |
| 損失補償債務等 | |
| 損失補償等 | 貸借対照表 |
| 引当金計上額 | 未計上額 |
| 茨城県信用保証協会 | -　百万円 | -　百万円 | 949百万円 | 949百万円 |

Ⅳ　追加情報

1. 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
   1. 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

霊園事業特別会計

* 1. 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
  2. 本書の計数については百万円を単位とし、原則として単位未満を四捨五入しています。単位未満の数字がある場合は「０」を表示し、計数がない場合は「－」を表示しています。また、端数調整を行っていないため、合計等と一致しない場合があります。
  3. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率　　　　　　－

連結実質赤字比率　　　　－

実質公債費比率　　　６．５％

将来負担比率　　　　　　－

* 1. 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額　－
  2. 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費逓次繰越　　　　 212百万円

繰越明許費　　　　　 2,421百万円

事故繰越し　　　　　　　36百万円

1. 貸借対照表に係る事項
   1. 臨時財政対策債は、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、市において不足額を補てんするため発行する地方債のことです。

臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

貸借対照表計上の地方債当期末残高30,597百万円のうち、臨時財政対策債の当期末残高は12,111百万円となっております。

* 1. 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

19,511百万円

* 1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 18,839百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　　　 　 2,447百万円

将来負担額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 46,069百万円

充当可能基金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 14,606百万円

特定財源見込額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 4,212百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額　　　　　　 27,800百万円

* 1. 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務全額　 百万円

1. 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

* 1. 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

* 1. 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

1. 資金収支計算書に係る事項
   1. 基礎的財政収支 △755百万円
   2. 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

　業務活動収支　　　　　　　　　　　　　　　　　　 3,347百万円

　投資活動収入の国県等補助金収入　　　　　　　　 　2,405百万円

　未収債権、未払債務等の増加（減少）　　　　　　　 　 32百万円

　減価償却費　　　　　　　　　　　　　　　　　　 △4,322百万円

　賞与等引当金繰入額（増減額）　　　　　　　　　　 △22百万円

　退職手当引当金繰入額（増減額）　　　　　　　 　　 △7百万円

　徴収不能引当金繰入額（増減額）　　　　　　　 　　　 0百万円

　投資損失引当金繰入額（増減額）　　　　　　　　　 　 －百万円

　資産除売却益(損)　　　　　　　　　　　　　　　　 　△43百万円

　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 14百万円

　純資産変動計算書の本年度差額　 　 1,403百万円

* 1. 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれておりません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額　　　　1,000百万円

一時借入金に係る利子額　　 　－百万円